

独立行政法人国立病院機構岡山医療センター奨学生貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構奨学生貸与規程（以下「貸与規程」という。）第14条に基づき、独立行政法人国立病院機構岡山医療センター（以下「岡山医療センター」という。）に必要な看護師を確保するため、国立病院機構附属看護学校等（以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学生の貸与について定めることを目的とする。

(貸与対象)

第2条 奨学生貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、岡山医療センターに常勤職員として勤務することを希望する学生とする。

(貸与申請)

第3条 看護学校等に在籍中の学生にあって奨学生の貸与を受けることを希望する学生は、1年生にあっては在籍する看護学校等の在学証明書を、2年生以降にあっては在籍する看護学校等の成績証明書を奨学生申請書（様式第1号）に添付のうえ、岡山医療センター院長（以下「院長」という。）に申請するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 院長は、書類選考及び面接試験により、奨学生を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学生貸与決定通知（様式第2号）を発行するものとする。

2 奨学生は、奨学生貸与決定通知書を受理した後、速やかに、院長に対して奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第5条 奨学生は、看護学校等を卒業後、岡山医療センターにおいて看護師として勤務するものとする。

2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出なければならない。

- 一 休学、復学又は退学したとき。
- 二 停学その他の処分を受けたとき。
- 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学生の人数は、院長が定める。

2 奨学金の額は、1年度につき50万円とする。

3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 院長は、原則として、学生が奨学生となった年度の4月及び10月に奨学金の年額の2分の1に相当する額を貸与する。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帶して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消)

第9条 院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。

一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。

二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。

三 卒業できないとき。

四 留年したとき。

五 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願（様式第4号）を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

一 奨学生が、看護学校等を卒業後、岡山医療センターにおいて、引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。ただし、看護学校等を卒業後、岡山医療センターにおいて引き続き1年以上業務に従事した場合は、業務に従事した1年につき1年度分の奨学金を免除するものとする。なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び保証人に対し奨学生返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（返還）

第12条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学生の全額を一括して返還しなければならない。

2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学生の全額を一括して返還しなければならない。

- 一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。
- 二 職員採用試験に不合格になったとき。
- 三 卒業当年に看護師の免許を取得できないとき。

（延滞金）

第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学生の全額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、貸与規程第13条の規定に基づき年5%の利息の率による延滞金を徴収するものとする。

（奨学生台帳の作成）

第14条 院長は、奨学生毎に奨学生台帳（様式第6号）を備え、奨学生を貸与した場合、奨学生の返還を免除した場合又は奨学生の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

（疑義の調整）

第15条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

この要領は、平成24年10月1日から施行する。